

難病で療養中のみなさまへ 難病患者支援事業のごあんない

横浜市では難病で療養している方を支援するための各種サービスを行っています。

横浜市の難病患者支援事業

横浜市にお住まいで、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」で定める疾病の患者であり、支援を必要とする方向けに、以下のような事業を行っております。

難病患者一時入院事業

難病患者が介助者の事情により在宅で介助を受けることが一時的に困難になった場合に、14日間以内（医療機関によって7日間以内）で横浜市指定の病院に入院できます。（年間6回まで）

【対象者】 在宅療養中で医療依存度が高い方
※病床の空き状況等により、ご利用いただけない場合もございます。

【窓口】 区高齢・障害支援課

在宅重症患者外出支援事業

通院や入退院、相談会の際等に横浜市消防局指定の患者等搬送車を利用した場合に、その利用料の一部を助成します。（事前登録が必要です。）

【対象者】 車椅子による移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるをえない方

【窓口】 区高齢・障害支援課

外出支援サービス

福祉車両により自宅から医療機関の受診、福祉施設等でのサービス利用等について送迎サービスを行います。（原則として横浜市内、事前登録が必要です。）

【対象者】 車椅子利用者等、タクシーを含む一般の交通機関を利用しての外出に困難を伴う方。（対象者要件の審査があります）

【費用負担】 当初2 kmまで300円。以降1 kmごとに150円。
（有料道路料金、駐車料金等の実費は自己負担、当日キャンセル300円）

【窓口】 区社会福祉協議会

以下のような取組も行っていきます。

講演会・交流会

専門医等による講演会、患者さんやご家族同士の交流会を開催しています。開催日程等の最新情報については下記ホームページを御確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/iryo/nanbyo/kanjashien/kouenkai.html>

難病情報メールマガジン

横浜市が実施している難病講演会・相談会、難病患者と家族の交流会や、医療講演会などの最新の情報等を月2回お届けします。

横浜市が実施する 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく難病対策事業

特定医療費（指定難病）助成制度

指定難病及び当該指定難病に付随して発生する傷病に関する医療を都道府県知事や政令指定都市長が指定した指定医療機関で受けた場合に、医療費の給付が行われます。受給者は受診した複数の指定医療機関の自己負担額をすべて合算し、自己負担上限額を限度として負担することとなります。

【対象者】 横浜市にお住まいの方で、「難病の患者に対する医療等に関する法律」で定める指定難病の患者であり、認定基準（厚生労働省が定める疾病の 診断基準及び重症度基準）を満たす方。

【手続き】 所定の申請書及び診断書等を、各区の受付・相談窓口へ提出してください。

在宅人工呼吸器使用患者支援事業

指定難病にり患し、在宅で人工呼吸器を使用している方に対して、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施します。

【対象者】 横浜市内にお住まいの方で、要件を満たす方。詳細は下記へお問い合わせください。

【問合せ先】 横浜市健康福祉局保健事業課 難病対策担当

障害者総合支援法による福祉サービス等

【対象者】 横浜市にお住まいの方で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」で定める疾病の患者であり、支援を必要とする方。

（原則、介護保険制度等に基づくサービスが優先です。）

【手続き】 対象疾病にり患していることがわかる証明書（診断書又は特定医療費医療受給証等）を持参の上、各区の受付・相談窓口へ支給を申請してください。

その後、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。

ホームヘルプ（居宅介護）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護、家事援助等のサービスを提供します。

【対象者】 障害支援区分1以上の方

【費用負担】 原則1割負担。難病患者の世帯の市民税所得割額に応じて月額上限負担額が決まっています。

（生活保護受給、市民税非課税の場合は自己負担なし）

補装具費支給

車椅子、歩行器、意思伝達装置、整形靴等、補装具の交付・借受け・修理に係る費用を給付します。

※身体状況によって給付を受けられる用具が異なります。

【費用負担】 原則 1 割負担。難病患者の世帯の市民税所得割額に応じて月額上限負担額が決まっています。

(生活保護受給、市民税非課税の場合は自己負担なし)

(他制度との上限負担額合算なし)

日常生活用具給付

日常生活に必要な用具を給付します。

※身体状況によって給付を受けられる用具が異なります。

【費用負担】 原則 1 割負担。難病患者の世帯の市民税所得割額に応じて月額上限負担額が決まっています。

(生活保護受給、市民税非課税の場合は自己負担なし)

(他制度との上限負担額合算なし)

その他のサービスについて

タクシー料金の割引

※一部のタクシー業者独自のサービスです。

横浜市特定医療費（指定難病）受給者証、神奈川県特定疾患医療受給者証または先天性血液凝固因子障害医療受給者証をお持ちの方に対し、神奈川県個人タクシー協会に加盟する全タクシー及びタクシー業者の一部が、独自のサービスとして乗車料金を 1 割引しています。

割引をご希望の際は、事前に各業者または乗務員に割引実施の有無について御確認ください。

**【受付・相談窓口】 各区福祉保健センター 高齢・障害支援課
(外出支援サービスを除く全てのサービス)**

区名	電話番号	区名	電話番号
青葉	9 7 8 - 2 4 5 3	瀬谷	3 6 7 - 5 7 1 5
旭	9 5 4 - 6 1 2 8	都筑	9 4 8 - 2 3 1 6
泉	8 0 0 - 2 4 8 5	鶴見	5 1 0 - 1 7 7 7
磯子	7 5 0 - 2 4 1 6	戸塚	8 6 6 - 8 4 6 3
神奈川	4 1 1 - 7 1 1 0	中	2 2 4 - 8 1 6 7
金沢	7 8 8 - 7 8 4 9	西	3 2 0 - 8 4 1 7
港南	8 4 7 - 8 4 5 9	保土ヶ谷	3 3 4 - 6 3 8 4
港北	5 4 0 - 2 3 2 1	緑	9 3 0 - 2 4 3 3
栄	8 9 4 - 8 0 6 8	南	3 4 1 - 1 1 4 0

各区社会福祉協議会 ※外出支援サービスのみ

区名	電話番号	区名	電話番号
青葉区社協	9 7 2 - 8 8 3 6	瀬谷区社協	3 6 1 - 2 1 1 7
旭区社協	3 9 2 - 1 1 2 3	都筑区社協	9 4 3 - 5 6 6 7
泉区社協	8 0 2 - 9 9 9 0	鶴見区社協	5 0 2 - 2 6 8 6
磯子区社協	7 5 9 - 4 0 0 5	戸塚区社協	8 6 6 - 8 4 3 4
神奈川区社協	3 2 2 - 8 6 7 8	中区社協	6 8 1 - 6 6 6 4
金沢区社協	7 8 8 - 6 6 3 2	西区社協	4 5 0 - 5 8 7 3
港南区社協	8 4 1 - 0 2 5 6	保土ヶ谷区社協	3 3 4 - 5 8 0 6
港北区社協	5 4 7 - 2 2 3 8	緑区社協	9 3 1 - 2 4 7 8
栄区社協	8 9 4 - 8 5 2 1	南区社協	2 6 0 - 0 5 7 8

難病に関する相談先

① かながわ難病相談・支援センター 3 2 1 - 2 7 1 1

② 神奈川県難病団体連絡協議会 (ピア相談※) 6 5 1 - 0 2 5 8

※患者やその家族が相談員として、生活における困り事等の相談に応じること

○利用できるサービスは、身体状況等によって異なります。

○特定医療費(指定難病)助成制度については、疾病ごとに認定基準が定められています。

横浜市 指定難病

検索

令和2年4月発行
横浜市健康福祉局保健事業課 難病対策担当
電話 045-671-4405
FAX 045-664-5788

